

大間町地域おこし協力隊募集要項

<p>募集概要</p>	<p>大間町は、本州最北端に位置する人口4,627人（令和7年3月31日現在）のまちです。</p> <p>主要産業は漁業でマグロ・ウニ・コンブ等が水揚げされ、なかでも「大間まぐろ」については、全国的にも注目されています。農業では馬鈴薯の希少品種「三円薯」の生産に力を入れています。</p> <p>また、下北ジオサイトに認定されている大間崎や日本の灯台50選に選ばれた大間崎灯台などの観光資源もあります。</p> <p>本町では、これらの地域資源を活かし、魅力あるまちづくりに取り組んできましたが、就職や進学で都市圏へ若者が流出し、少子高齢化による人口減少が進んでおり、若者の定住促進と地域力の維持が課題となっています。</p> <p>そこで、意欲のある地域外からの人材を受入れ、大間町の地域資源等の魅力を再発見し、地域の方々と一緒になって地域活性化にご協力していただける方を募集します。</p>
<p>業務内容</p>	<p>●観光振興部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光推進支援員業務 ①日常業務・観光情報サイト・SNSでの発信、問合せ対応 ②外国人向けの旅行商品の開発・売り込み、受入体制づくり ③新たな集客イベント・集客キャンペーンの企画立案と実施 ④観光ガイドや観光案内所スタッフの発掘と育成 ⑤観光イベントや商談会などへの参加・プロモーション活動
<p>募集対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み時点で、3大都市圏又は地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地を除く）に在住し、採用後に大間町へ住民票を異動して移住できる方 ・年齢が、満20歳以上の方 （性別、未婚・既婚を問いません） ・普通自動車運転免許を有し、日常的に利用されている方 ・中国語での会話や翻訳がビジネスレベルで可能な方 ・パソコンの一般操作（Word・Excel・PowerPoint等）ができる方 ・心身ともに健康で地域になじむ意志を有し誠実に活動できる方 ・地域の活性化に深い知識と熱意を有し積極的に活動できる方 ・地域おこし協力隊として活動期間終了後に大間町へ定住し、就業しようとする意欲を持っている方 ・<u>地方公務員法第16条</u>に規定する欠格条項に該当しない方 <p>※（参考）要項の最後に記載あり</p>

募集人数	1名
勤務地(配置先)	大間町(産業振興課)
勤務時間	週38時間45分勤務(原則として、8時30分から17時15分まで) ※業務内容等により変更となる場合があります。
休日・休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの間 ※勤務の都合により休日の出勤があります。 ・勤務日数に応じ年次休暇あり。
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の会計年度任用職員として採用されます。 ・任用期間は、採用の日からその年度3月31日(以降1年単位で更新可能、最長3年間まで)※採用の日は、協議の上決定します。 ・地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。
給与・賃金等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 月額165,000円 ・賞与等の支給はありません。 ・隊員に公務のための旅行を命じた場合は、大間町職員等の旅費に関する条例の規定に準じて旅費を支給します。 ・協力隊の活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給します。
待遇・福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・採用時、社会保険・厚生年金・雇用保険に加入します。 ・住居については、町内の住宅(民間のアパート等)を町が準備します。 ※光熱水費は自己負担となります。 ・協力隊の活動に要する車両は公用車又は私用車の借上げとなります。 ※公用車に係る燃料費は自己負担となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大間町までの引越し費用(交通費含む)、生活備品、建物火災保険料等の経費については自己負担となります。 ・大間町地域おこし協力隊設置要綱第9条第1号及び第2号の規定に基づき、配置先において活動を行うものとします。
申込受付期間	<p>随時受付</p> <p>※採用が決まり次第募集を終了します。</p>

<p>審査方法</p>	<p>選考審査については、申し込み受け付け後、順次実施します。</p> <p>1. 第1次選考審査</p> <p>書類選考 応募用紙に必要事項を記入し提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 応募用紙 ② 住民票 1通 ③ 普通自動車運転免許証のコピー ・ 提出方法 郵送または持参 ・ 提出先、問い合わせ先 <ul style="list-style-type: none"> 〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道 20 番地 4 大間町役場 企画経営課 宛 TEL : 0175-37-2504 <p>※第1次選考の結果は、受付後2週間程度で文書にて通知します。</p> <p>2. 第2次選考審査</p> <p>面接選考</p> <p>日程については、第1次選考審査日後、ご相談させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募のために必要な費用（交通費、郵便料等）は応募者の負担となります。 ・ 提出された書類はお返しいたしません。 <p>※第2次選考の結果は、文書で通知します。</p>
-------------	---

(参考) 地方公務員法第16条の規定について

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者